



香美市立美術館では、『岩合泰治展―抽象と具象の間で―』を開催いたします。

岩合泰治は昭和5年に大阪で生まれましたが、父親の病氣療養のため幼少時に一家で郷里の中村（現四万十市）に帰ってきました。昭和22年、旧制中村中学校の頃に絵に興味を持ち

はじめ、その後、教員生活の傍ら県展に作品を発表するようになり、昭和26年の第5回県展で初入選を果たし、第11回、16回、28回と特選を重ねて無鑑査となっていました。

初期から一貫して風景をテーマに描き、抽象化された独自の風景画を確立しました。目に見える

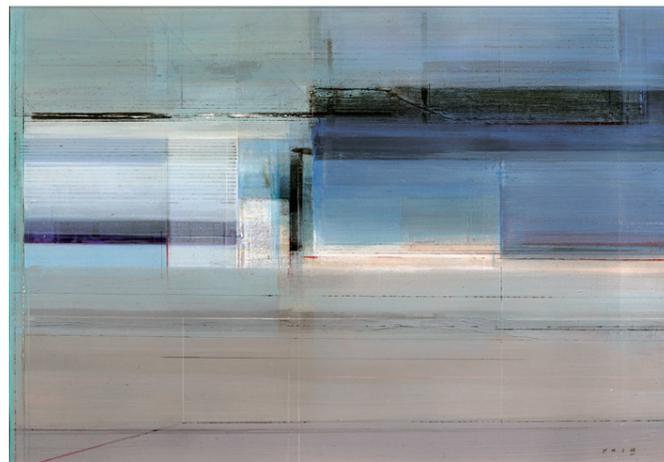
自然の風景をもとに、作者自身の内側にある心象風景を試行錯誤しながら創り上げ、不思議な奥行きと時間的な広がりのある作品になっています。

県展以外にも郷土文化会館賞展では第1回と第7回に優賞を受賞するなど作品は高く評価されています。教

岩合泰治展 抽象と具象の間で

4月11日(土)～5月31日(日)

休館日/毎週月曜日、5月7日(木)



▲COMPOSITION風景 1995年制作

職を退いた後、平成2年から本格的に個展を開催し、毎年のように様々なギャラリィで作品を発表しています。多くの作家が都会に目を向ける中で、高知に根ざした地道な活動を続け、近年ますます研ぎ澄まされた表現は他の追随をゆるさない独自の境地に達しています。

この春、岩合泰治の硬質な美しさに輝く作品をぜひお楽しみいただきたいと思います。

令和2年度 香美市立美術館

展覧会年間スケジュール

【第86回企画展】

岩合泰治展

抽象と具象の間で

会期 4月11日(土)～5月31日(日)

【第87回企画展】

香美アートアニニアル vol.8

明日に続く日々

会期 6月10日(水)～7月26日(日)

【第88回企画展】

令和から見えてきた昭和

武吉孝夫写真展

会期 8月1日(土)～10月11日(日)

【第89回企画展】

はじまり、それから、おわり

収蔵品展

会期 10月31日(土)～12月20日(日)

【第90回企画展】

みづるの魅力

収蔵品展

会期 令和3年2月6日(土)～3月21日(日)

※スケジュールは都合により変更になる場合があります。

補助・助成



住宅用太陽光発電システム補助金

住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。太陽光発電は発電時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを出さないクリーンなエネルギーです。

【対象者】

次の全てを満たす方
①申請者が居住もしくは、居住予定の市内の住宅（併用住宅も含む）について、令和3年2月末までに太陽光発電システムを設置する方

※太陽光発電設備の最大出力が10キロワット未満であること。
②電灯契約ならびに太陽光

発電設備との系統連系および電力受給に関する契約を電力事業者と締結する方
③市税の滞納のない方
※すでに発電システムを設置した方や工事中の方は補助の対象になりませんのでご注意ください。

【補助金額】

1キロワット当たり3万円
で最大4キロワット（12万円）を上限

【補助対象件数】

予算の範囲内で15件程度

【申請期間】

4月20日（月）から
※土・日・祝日・昼休み（12時～13時）を除く。

※先着順で受付し、予算枠に達した時点で終了。予算の範囲を超えた日に受付した分は、抽選により申込者を決定します。

【申込方法】

令和2年4月1日以降に設置業者と契約後、香美市住宅用太陽光発電システム設置補助金申請書類一式に記入の上、環境上下水道課環境班まで提出してください。※郵送不可

【問い合わせ先】

環境上下水道課環境班
☎53・1063

国保と後期高齢者医療被保険者の方へ 人間ドックの検査費用を助成します

特定健診と人間ドックを同時受診できる医療機関※で受診する場合

特定健診の受診券の有効期限内に、医療機関に受診券を提出して人間ドックを受診すると、その場で助成額分を差し引いてもらえます。5月までに受診する方は、受診券を送付しますので、受診日が決まり次第お早めにご連絡ください。

※JA高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会など

上の医療機関以外で受診する場合

人間ドック受診日の2週間前までに、『特定健診（健康診査）の受診券』『助成金の振込口座（受診者名義）が分かるもの』『認印』を持参し、市民保険課で手続きをしてください。5月までに受診する方は、受診券がなくても申し込みができます。

※助成の対象にならない医療機関があります。詳細はお問い合わせください。

【助成額】 6,000円ほど

【助成の要件】

特定健診（健康診査）と人間ドックを同時受診できない医療機関で受診する場合、次の全てに該当する必要があります。

- ①人間ドック受診日に、市の国保または市の後期高齢者医療保険の被保険者であること（昭和56年3月31日以前に生まれた方）
- ②国保税または後期高齢者医療保険料の滞納がない方
- ③今年度、当該受診券により特定健診（健康診査）を受診していない方
- ④特定健診（健康診査）の実施医療機関で受診する方

※国保に加入している方の場合、受診した人間ドック検査結果の提出と、特定保健指導の対象となった場合に指導を受けることへの同意が必要です。

対象となる方には 受診券を送付します

市の国保に加入している昭和56年3月31日以前に生まれた方と、市の後期高齢者医療被保険者の方へ、**特定健診（健康診査）の受診券を6月初旬に送付予定**です。有効期限は翌年3月31日までです（今年度75歳になる方は誕生日の前日まで）。



■問い合わせ・申込先
市民保険課保険班
☎53-3115